

KS Solutions 証明書発行サービス 証明書利用者規約

第1条（目的）

1. 「KS Solutions 証明書発行サービス 証明書利用者規約」（以下、「本規約」という）は、株式会社オプテージ（以下、「オプテージ」が運営する「KS Solutions ルート認証局」および「KS Solutions 利用者証明書認証局」（以下、「KS Solutions ルート認証局」と「KS Solutions ユーザ証明書認証局」をまとめて「本認証局」という）にて提供する「KS Solutions 証明書発行サービス」（以下、「本サービス」という）の利用に関して、本認証局と本サービスの利用契約（以下、「利用契約」という）を締結した法人等（以下、「利用企業」という）に属する社員、役員等（以下、「証明書利用者」という）との関係を定めるものである。
2. 証明書利用者が本サービスを利用するには、証明書利用者が本規約の内容を十分理解したうえで、利用企業の窓口業務の担当者（以下、「利用企業担当者」という）より本認証局に利用者証明書の発行を申請しなければならない。
3. 証明書利用者が自然人でない場合、当該利用企業を証明書利用者を含むものとする。
4. 本規約に記載されていない本サービスに関する事項に関しては、別途「KS Solutions 証明書発行サービス 認証局運用規則」（「Certification Practice Statements」以下、「CPS」という）に定める。

第2条（サービス）

1. 本サービスにより本認証局が発行する電子証明書（以下、「ユーザ証明書」という）の利用目的は、以下の事由のみとする。
 - ① 情報システム等への認証によるアクセスコントロール
 - ② 電子メールの署名・暗号化
2. 証明書利用者は本規約および CPS に定める適用範囲内において利用する義務を負う。

第3条（ユーザ証明書の発行申請）

1. 証明書利用者が本サービスを利用するには、利用企業担当者より、別途定められた手順に従って本認証局に発行申請するものとする。証明書利用者が利用企業担当者を介さず直接、本認証局へ発行申請を行ったとしても、本認証局はこれを一切受理しないものとする。

第4条（ユーザ証明書の発行、送付手順）

1. 本認証局は、利用企業担当者からユーザ証明書発行申請を受理し、所定の方法で審査

を行う。その結果、発行承認が得られた申請内容に対し、ユーザ証明書の発行を行う。

2. 本認証局は審査の結果、ユーザ証明書を発行できないと判断した場合、発行不承認の旨とその理由を所定の方法により利用企業担当者に通知する。
3. 本認証局は、発行したユーザ証明書と証明書利用者の秘密鍵を I C カード・U S B トークン等のセキュリティデバイス（以下「セキュリティデバイス」という）に格納し、利用企業担当者に送付する。但し、証明書インストール時にセキュリティデバイスが接続できない端末を利用する場合は、P K C S #12 形式のデータを用い、ユーザ証明書利用者の秘密鍵とユーザ証明書（以下「ユーザ証明書一式」という）を利用企業担当者に送付する。
4. 本認証局は、セキュリティデバイスを利用可能な状態にするための PIN（以下、「利用者 PIN」という）を、所定の方法により利用企業担当者に通知する。
5. 証明書利用者は利用企業担当者より、セキュリティデバイスもしくはユーザ証明書一式および利用者 PIN を安全かつ確実に受け取らなければならない。
6. 証明書利用者および利用企業担当者は、セキュリティデバイスもしくはユーザ証明書一式を受領後、速やかにセキュリティデバイスもしくはユーザ証明書一式の記載誤りや疑義、初期不良が無いことを確認する。

第5条（ユーザ証明書の有効期間）

1. ユーザ証明書の有効期間は、本認証局と利用企業との間で協議を行った結果、両者で合意した期間とする。証明書利用者が利用企業と異なる期間を要求したとしても、本認証局はこれを一切受理しないものとする。

第6条（認証局によるユーザ証明書の失効）

1. 本認証局は、以下に定める事由が発生した場合、ユーザ証明書を失効する権限を有する。
 - ① 本認証局より送付したセキュリティデバイスもしくはユーザ証明書一式を、何らかの事由によりユーザーが受領できなかった場合
 - ② ユーザ証明書の記載事項が事実と異なることを発見した場合
 - ③ 本サービスの利用契約を解除した場合
 - ④ 利用企業が解散した場合
 - ⑤ 利用企業へセキュリティデバイスを送付する前に、初期不良が判明した場合
 - ⑥ 本認証局の秘密鍵が危殆化した場合、またはその恐れがある場合
 - ⑦ 本認証局が認証業務を廃止する場合
 - ⑧ 証明書がインストールされた端末を盗難、紛失もしくは破損にて利用できなくなった場合
 - ⑨ 上記以外の事由により、本認証局がユーザ証明書を失効する必要があると判断した場合

2. 失効処理完了後、本認証局は「セキュリティデバイス失効報告書」を、利用企業の利用企業担当者へ送付する。なお、前項第5号の場合については、「セキュリティデバイス失効報告書」の送付は実施しない。
3. 本認証局は、ユーザ証明書の失効処理が完了した後、証明書失効リスト（CRL）に失効情報を登録し、リポジトリにおいて公開する。

第7条（ユーザ証明書の失効申請）

1. 証明書利用者は、以下の事由が発生した場合、速やかに利用企業担当者へ連絡し、同者を通じて、本認証局に対してユーザ証明書の失効申請を行わなければならない。
 - ① 自身の秘密鍵が危殆化した場合、またはその恐れがある場合
 - ② 自身のセキュリティデバイスを紛失した場合、または盗難された場合
 - ③ 破損等によって自身のセキュリティデバイスが使用できなくなった場合
 - ④ 自身のセキュリティデバイスおよび、ユーザ証明書の記載事項が事実と異なることを発見した場合
 - ⑤ 自身のセキュリティデバイスおよび、ユーザ証明書の記載事項に変更が生じた場合
 - ⑥ 自身のユーザ証明書の利用を中止する場合
 - ⑦ 証明書がインストールされた端末を盗難、紛失もしくは破損にて利用できなくなった場合
 - ⑧ 上記以外の事由により、証明書利用者がユーザ証明書を失効する必要があると判断した場合
2. 本認証局は、利用企業からの「セキュリティデバイス失効依頼および代行入力依頼書」を受領し、失効申請の内容を確認できた時点から原則として 24 時間以内に証明書失効リスト（CRL）に失効情報を登録し、リポジトリにおいて公開する。ただし、証明書利用者から直接本認証局へ失効申請があったとしても、本認証局はこれを一切受理しないものとする。
3. 失効処理完了後、本認証局は「セキュリティデバイス失効報告書」を、利用企業担当者へ送付する。

第8条（ユーザ証明書の再発行）

1. 証明書利用者は、以下の事由の場合に限り、利用企業担当者を通じて、自身のユーザ証明書の再発行を申請することができる。
 - ① 自身の秘密鍵が危殆化した場合、またはその恐れがある場合
 - ② 自身のセキュリティデバイスを紛失した場合、または盗難された場合
 - ③ 破損等によって自身のセキュリティデバイスが使用できなくなった場合
 - ④ 自身のセキュリティデバイスおよび、ユーザ証明書の記載事項に変更が生じた場合

- ⑤ 証明書がインストールされた端末を盗難、紛失もしくは破損にて利用できなくなった場合
- ⑥ 上記以外の事由により、自身のユーザ証明書を再発行する必要があると判断した場合

第9条（認証局の業務終了または停止）

1. 本認証局がその業務を終了または停止する場合は、原則として、利用企業に対して事前に通知を行う。ただし、本認証局の秘密鍵が危殆化する等、緊急を要する場合には、この限りではない。

第10条（利用者の義務）

1. 証明書利用者は以下の義務を遵守しなければならない。
 - ① セキュリティデバイスもしくはユーザ証明書一式および、利用者 PIN を第三者に不正に利用されないよう、安全に管理しなければならない。
 - ② 自身の秘密鍵が危殆化したか、あるいはその恐れがある場合に、利用企業担当者に対し、速やかに通知しなければならない。
 - ③ 本規約および CPS に定める適用範囲内に限定して本サービスを利用しなければならない。
 - ④ 本規約および CPS に定められた義務を遵守しなければならない。

第11条（損害賠償責任と範囲）

1. 証明書利用者は本契約に違反した場合、もしくは過失等により本認証局に損害を与えた場合は、その損害の賠償責任を負う。

第12条（本認証局の免責）

1. 本認証局に責を帰すべき事由のない行為によって損害が発生しても、本認証局は一切その責任を負わない。
2. 利用企業が、本サービスの利用に起因してコンピュータシステム等のハードウェア・ソフトウェアに何らかの影響、障害が発生しても、本認証局は一切その責任を負わない。
3. その他、天災、災害等に起因したサービスの停止により利用企業に損害が発生しても、本認証局は一切その責任を負わない。

第13条（通知および公表）

1. 本認証局から証明書利用者への各種情報に関する通知方法については、本規約、CPS 等で別途定められた場合を除き、リポジトリでの公開を原則とする。

第14条（民事手続上の情報開示）

1. 本認証局は、民事手続（調停（仲裁）、起訴、法的手続き、裁判上手続き、行政手続き等）上の要請に基づき情報の開示請求を受けた場合には、情報の開示を実施する。

第15条（個人情報の取扱）

1. 本認証局は、ユーザ証明書の発行申請および失効申請時において利用企業が提出する個人情報について、本サービスを提供するために利用する以外は使用しない。
2. 本認証局は、利用企業が提供する個人情報について、本認証局から不正に流出しないよう、適切に管理を行う。
3. 本認証局は、利用企業を通じて自身の個人情報に関する開示の請求を受けた場合、利用企業を通じて、該当する情報の開示を実施する。

第16条（権利譲渡等の禁止）

1. 証明書利用者は、本規約に基づく契約上の地位またはこれに基づく権利もしくは義務を、他人に譲渡、または担保を設定する等の行為を行ってはならない。

第17条（本規約の変更権限）

1. 本認証局は、必要に応じて本規約を変更することができることとし、証明書利用者はあらかじめこれを承諾するものとする。
2. 本認証局は、本規約の変更を行った場合は、変更後の規約をリポジトリに公開する。

第18条（準拠法）

1. 本規約の執行、解釈および有効性は、当事者間の契約や他の準拠法を選択する旨の規定の有無に係らず、また、日本国に営業上の関連性を有するか否かを問わず、日本国内法および規則に準拠し、同法の適用を受けるものとする。

第19条（管轄裁判所）

1. 本規約に関して生じた紛争についての専属的合意管轄裁判所は、大阪地方裁判所とする。

第20条（協議）

1. 本規約に定められていない事項やこれらの文書の解釈に関して疑義が生じた場合、各当事者は、その課題を解決するために訴訟に先立ち誠意をもって協議するものとする。

(附則)

本規約は 2019 年 4 月 1 日より実施します。

(改訂履歴)

2005 年 2 月 1 日	新規作成
2016 年 4 月 1 日	修正
2019 年 4 月 1 日	修正